

**75歳まで
加入できる！**

相続対策に使える 生命保険



取材・文 山田静江 イラスト 藤田夏代子

生命保険は、遺言と並ぶ相続対策の切り札。納税額を減らしたり、納税資金を準備したり、争族を回避したりと、活用方法もさまざまです。相続対策としての生命保険のメリットとその活用方法について、損保ジャパンひまわり生命保険(株)セールスマネージャー松平歩さんと、(株)ロムルス代表取締役の佐々木昭人さんに話を伺いました。



損保ジャパンひまわり生命保険株式会社横浜LC支社 第1グループ セールスマネージャー 松平 歩氏
日本FP協会認定ファイナンシャルプランナー (AFP)。セミナーでの講演多数。



株式会社ロムルス代表取締役 佐々木昭人氏
日本FP協会認定ファイナンシャルプランナー (AFP)。外資系保険会社を経て、2007年(株)ロムルス設立。生命保険、相続のアドバイスを行う。

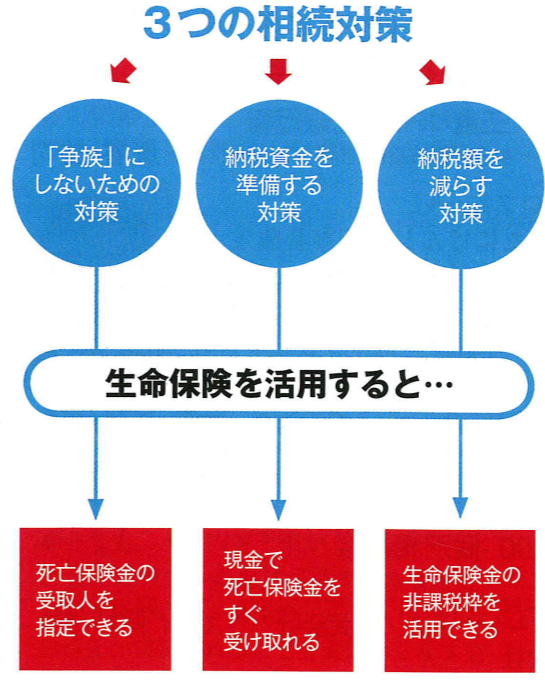
目的に応じた 生命保険の活用例

せっかく加入しても、役に立たなければ意味がありません。目的別活用例を見てみましょう。

「争族を回避したい」

遺産分割での争いが年々増加しています。日本人の相続財産

で安心です。

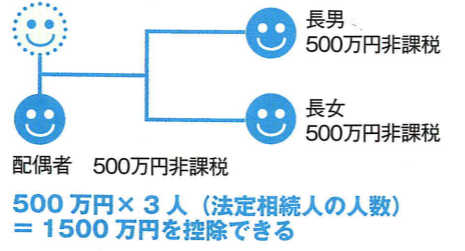


生命保険活用の メリットは7つ

- ① 納税額を減らせる**
生命保険の死亡保険金を法定相続人が受け取ったときには、「500万円×法定相続人の数」が非課税に。相続財産が少なくなる場合の7つのメリットを見てください。
- ② 納税資金を準備できる**
相続が発生したときに保険金という現金がすぐに手に入るのので、納税資金に充てられます。財産を分ける資金にもできますし、相続を放棄した人でも、保険金を受け取ることができるというのもメリットです。
- ③ 争族対策に有効**
相続税がかからない人でも、60歳の人が保険金額1500万円のプランに入ると、保険料は1183万円。相続時には317万円プラスの金額が受け取れます。3年目以降であれば、解約したときに受取れる金額は1183万円を上回るので安心です。75歳まで加入できます。
- ④ カンタン**
分割が困難な不動産がある場合などに、争いごとを避けるために利用できます。
- ⑤ 受取人を指定できる**
節税のために不動産を購入したり借金をしたりといった、面倒な手続きが必要ありません。受取人や受取割合を指定できるので、残したい人に財産を残せます。死亡保険金は受取人固有の財産。原則として遺産分割協議の対象になりません。親族であれば、法定相続人以外でも、受取人に指定できます。
- ⑥ 遺族の生活保障に**
保険金は相続対策に使えるだけでなく、遺族の生活資金にもなります。
- ⑦ すぐに、ずっと保障される**
契約が成立したその日から、もしものときには保険金額全額が支払われます。終身保険であれば、その保障が一生続くの

納税額が減らせる 「500万円非課税枠」とは？

生命保険には、法定相続人1人あたり500万円の非課税枠があります。現金の500万円は全額課税対象ですが、保険金の500万円は課税対象外になります。

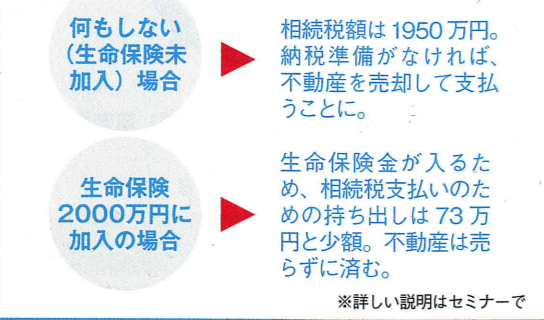


たいときなどに、遺産分割で他の子に残すための原資を保険金で準備できます。受取人や金額が指定できるので、細かな対策ができるのもポイントです。

【納税額を減らしたい】
たとえば400万円を現金で持っていれば、そのまま相続財産となります。しかし、生命保険を活用すれば、たとえば60歳なら約400万円を払うことで、相続時には500万円が手に入り、しかも全額が非課税となります。

納税資金対策としての活用例

【CASE】相続する不動産 2億円



の多くが、不動産という分けにくい財産だということも理由のひとつでしょう。同居している子に家を残し

【納税資金を準備したい】
納税のために不動産その他の財産を手放したくないなら、生命保険で納税資金準備ができます。保険金は、相続人の借金返済、遺族の生活資金などにも活用できます。

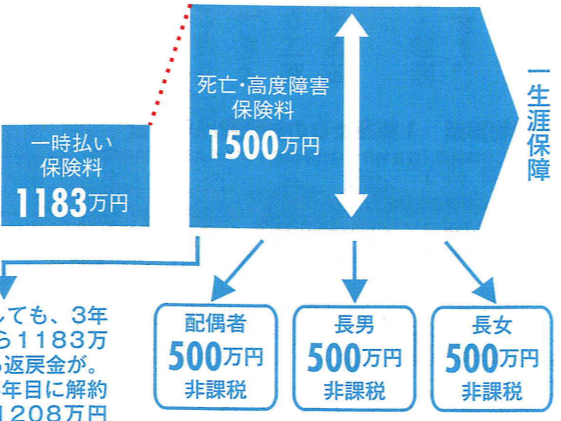
現金で持つよりお得な 一時払い終身保険とは

相続対策を考えているなら、一時払い終身保険をおすすめします。

一時払い終身保険は保険料を契約時に一括して支払う終身保険で、契約した金額の死亡保障が一生続きます。

相続対策に有効な 「一時払い終身保険」

【契約例】一時払い保険金 1500万円プラン
男性、加入年齢 60歳、相続人 3名



1で、今入っている保険を見直したい方や、健康に不安がある方もお気軽にご相談を。

途中解約しても、3年目以降なら1183万円を上回る返戻金。たとえば5年目に解約すると約1208万円が受け取れます。

※一時払いのほか、年払い、月払いで保険料をお支払いいただくこともできます

**オーナーズ・スタイル主催
セミナー&相談会**

日時 **10月2日 (金)**
13:30 ~ (受付 13:00 ~)

●第一部: 13:30 ~
相続対策の最新基礎知識、よくある失敗事例
期間限定の贈与税500万円非課税の活用方法も。
講師/税理士 土屋裕昭 (土屋会計事務所)
早稲田大卒、辻・本郷税理士法人を経て独立

●第二部: 14:30 ~
高齢者でも入れる生命保険での相続対策
簡単なのに意外と知られていない賢い利用方法。状況や目的に応じた保険プランの選び方。
講師/ファイナンシャルプランナー 佐々木昭人
明治大卒、外資系保険会社を経て独立

●第三部: 15:20 ~
専門家による個別相談会

参加費 無料
人数 20名様
会場 新宿野村ビル 33階 会議室
新宿区西新宿 1-26-2 新宿駅西口徒歩 6分
※地図は16ページをご参照ください

申込 オーナーズ・スタイル
03-5543-6060
(平日 9:30 ~ 18:00)
※同封のアンケートハガキでも申し込みます

●16ページもあわせてご覧ください。